



告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者一部改正等（DPC/PDPS）

令和7年10月21日
告示第285号、保医発1021第3号

<p>【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。10月22日からの適用です。</p> <p>厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部改正（告示第285号）</p> <p>(p.422右段/p.421左段、項番「73」最下部の次に下線部挿入)</p> <p>73 ドナネマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕</p>		<p>法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る]</p> <p>109 アカラブルチニブマレイン酸塩水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕</p> <p>110 トライチニブジメチルスルホキシド付加物〔医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和7年7月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る〕</p>	<p>111 リツキシマブ（遺伝子組換え）〔医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和7年7月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る〕</p> <p>112 パロベグテリバラチド〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕</p> <p>113 ベレマゲン ゲベルバベク〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和7年7月24日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕</p>
108 アバトロンボバグマレイン酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2084及び2087		

〔p.422右段/p.421右段、最下部の次に挿入
(2025年9月号p.73の訂正に追加)〕

108 アバトロンボバグマレイン酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕



保医発 1021 第 3 号

(p.424 の最下部に追加／p.425、別表 1 の項番「73」の「適応症」と「ICD10」の最下部に下線部挿入)

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
73	ドナネマブ（遺伝子組換え）	ケサンラ点滴静注液 350mg	(略) アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制	(略) F00\$, G30\$

〔p.424／p.425、別表 1 の最下部に挿入、(2025 年 9 月号 p.73 の訂正に追加)〕

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
108	アバトロンボパグマレイン酸塩	ドブテレット錠 20mg	持続性及び慢性免疫性血小板減少症	D693
109	アカラブルチニブマレイン酸塩水和物	カルケンス錠 100mg	マントル細胞リンパ腫	C831
110	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物	メキニスト錠 0.5mg メキニスト錠 2 mg	がん化学療法後に増悪した低異型度漿液性卵巣癌	C482, C56
111	リツキシマブ（遺伝子組換え）	リツキサン点滴静注 100mg リツキサン点滴静注 500mg	自己免疫性溶血性貧血	D590, D591
112	バロベグテリバラチド	ヨビパス皮下注 168μg ペン ヨビパス皮下注 294μg ペン ヨビパス皮下注 420μg ペン	副甲状腺機能低下症	E200, E208, E209
113	ベレマゲン ゲペルバベク	バイジュベックゲル	栄養障害型表皮水疱症	Q812